

# 宿泊施設等の防災対策について

消火予報

小林 恭一

はじめに

去る二月八日未明、東京の中心にある千代田区永田町の「ホテルニュージャパン」で火災が発生し、宿泊客三十三名が亡くなったことは、記憶に新しいところである。

本稿では、ホテルニュージャパン火災の教訓をふまえて、宿泊施設の管理者や責任者が知っておいて欲しい防災関係の事項を概説することとした。

## 一、ホテルニュージャパン火災の教訓

ホテルニュージャパンの火災は、死者三十三名という、戦後の旅館、ホテル火災史上二番目（第一位は、これも記憶に新しい川治ブリンホテル火災で、死者四十五名である）に大きな惨事であったが、これに加えて、このホテルが都心の一流とされる有名ホテルであったこと、経営者が特異ぶりを喧伝される人物であったこと、そ

の徹底した節約主義が防災対策の不備につながり、今回の惨事を惹き起こしたのではないかと疑われていることなど、事故後、各方面から様々な面で問題点が指摘されて話題になったので、読者の方々も、火災の概要や問題点については概ね御存知のことと思うが、ここでは防災対策の観点から今一度整理しておきたい。

ホテルニュージャパンの火災で、あのように死者が多かった理由については、現在捜査当局で調査中であるが、現時点で判明している問題点を整理すると次のとおりである。

### (一) 初期消火の失敗

第一は、初期消火の失敗である。初期消火のため、消防法では、一定の用途・規模をもつ建築物にはスプリンクラー設備を設置しなければならぬこととされている。ホテルニュージャパンは、当然この設置義務があったのであるが、消防機関の再三の指導・警告にもかかわらず改善が進まず、昨年九月には、消防法に基づく措置命令

業員としての彼の行動原理は、日常においては、夜間は客を起さないようにすることが第一原理であったであろうから、非常事態の発生が急に飲み込めない初めのうちは、情性で、日常の行動原理、即ち「つまらないことで客を起さないこと」という原理ののっとなって行動するのは、ごく普通の行動様式であるとも思われるからである。

ホテルの従業員は、実は、誰でもこの第一発見者と同じ場面に遭遇するチャンスはあるはずである。その時、日常の行動原理を捨てて、即座に非常時の行動原理に切り替えることができるか否かが、大きな被害にまで発展するか否かの分かれ道となるのである。このような、頭のチャンネルの切り替えが即座にできるかどうかは、個人の資質に関わる大きなこととされているが、教育と訓練によって、全ての従業員を一定のレベルにまで高めることは可能である。

消防法には、消火、通報及び避難の実施についての規定があるが、ホテルや病院等の就寝施設については、それだけでなく、従業員教育の中で日常の行動様式（接客の仕方、言葉使い、トランプル処理の方法など）の他に非常時の行動様式をも教育するとともに、その切り替え等については訓練によって身につけることまで行う必要があるものと考えられるのである。この意味で、法に定められた年二回の避難訓練すら行っていないなかった防火管理者の責任は、きわめて大きいと言えよう。

令まで発せられていたものである。スプリンクラーが設置されていれば、火元の客室で炎が上がった途端に天井から水が放射されて火を消すことができる（このことは、火災後に捜査当局が行った再現実験でも確認されたと言われている）ので、当然、その後の被害はなかったはずである。

また、スプリンクラー設備がなかったとしても、第一発見者のその後の行動が適切であれば、火元の客室で火を消し止めることができるのではないかと思われる。第一発見者は、火元の九三八号室から白煙が出ているのを見つけたあと、わざわざ一階フロントまで戻って、火事らしいと伝え、その後再び九階まで上がって初期消火を初めようとしているが、屋内消火設備を適切に使用できなかったこと、煙が迫ってきたこと等のため消火を断念している。この場合、第一発見者は、自動火災報知設備（しばしば非火災報を起すので、確認せずに「火事」であるとして騒ぐことためらいが生ずるのも理解できる）の発報を聞いたのでなく、現場で白煙を認めているのであるから、当然その時点で、非常電話を使うか、隣室の客を起こして中の電話を使うかして、フロントにマスターキーと消火器を持って九階に来ること、さらにその後の通報、連絡、避難誘導、消火のための緊急体制に入るべきことを伝えるべきであったと考えられる。そして、自からは、九階の他の客を起こして避難させながら、屋内消火栓を使用する準備を整えて応援の来るのを待つべきであったのであろう。

第一発見者の行動は、後から考えれば、貴重な時間を無為に費やしているように見え、非常に残念な結果となっているが、こうした行動をとるのは、ある意味では無理からぬところもある。ホテル従

20

### (二) 避難誘導の不備

第二は、避難誘導が不適切であったことである。第一発見者の行動が避難誘導の点でも不適切であったことは既に述べたとおりであ

る。第一発見者から火災発見の報告を受けたフロント要員や警備員のうち、何人かは、九階、十階を中心として避難誘導を行ったと供述しているが、既に時期をかなり失っていたためもあり、相当数の客を残したまま八階以下に撤退せざるを得なかったようである。

この際、最も問題となるのは、自動火災報知設備の地区ベルの鳴動操作が行われなかったこと、非常放送設備の機器が故障していたことである。自動火災報知設備の地区ベルは、本来、感知器の作動と連動して鳴動するものであるが、非火災報が多発する場合には、受信機において適切な対応ができるものと認められる場合に限り、手動によることも認められていることがある。しかしながら、ホテルニュージャパンにおいては、地区ベルのスイッチが切られていただけでなく、感知器が作動して受信機が発報し、電話による火災発生との連絡も入っているにもかかわらず、地区ベルが鳴らされていない。受信機は警備員室に置かれていたが、警備員は、誰も適切な操作方法を知らされていなかったと言われている。

非常放送設備については、第一発見者とフロント要員とが、火災発生後しばらくしてから操作しているが、機器の故障のため作動せず、避難誘導には役立たなかった。

また、電話交換手は、火災発生後、いったん建物外に避難した後、ナイトマネージャーの指示により、各室に電話で火災通報しているが、時期が遅く、応答があったのは一室のみであった。

このように、この火災においては、避難誘導はソフト、ハード両面にわたる不備のため、適切に行われなかったのである。ここに揚げた不備事項は、法に定められた年二回の避難訓練が真剣に実施されていれば、いずれも防ぎえたものであろう。ただし、避難訓練の

実施方法は、実火災を想定し、従業員ほとんどが参加し、しかも実際にベルを鳴らし、放送をする等、防災設備を実際に動かしてみることまでしなければ効果が半減することも、おわかり頂けると思

防火区画の不備

第三は、容易に延焼拡大してしまったことである。主要な延焼経路については、今後の捜査当局の解明を待たなければならぬが、実に様々な経路から延焼しているようである。捜査当局が行った再現実験によれば、燃え上がった火は木製扉を容易に突破して廊下に拡大したと報道されている。火災が発生した場合には、一定の防火区画の中に火を閉じ込め、延焼拡大を防止することが建築防火対策の基本とされており、消防法令でも、法令に従ってスプリンクラーをつけなければならない場合には、防火区画を細かく行わなければならないこととされているが、これがなされていなかったわけである。さらに、内装材に可燃材が多く使用されていたこと、空調設備の加湿装置が停止され、館内が異常に乾燥していたことなどのため、火勢が非常に強くなり、延焼拡大を早めた点も指摘されている。また、客室相互の間仕切壁の一部が木製で仕切られていたこと、客室相互の間仕切り壁の部分に間隙があったことなども延焼拡大の要因となっている。

さらに、建築基準法では、床面積一五〇㎡ごとに防火区画しなければならず、このため、ホテルニュージャパンでも防火区画の開口部には熱によって閉じる構造の防火戸を設置してあったが、結局、一枚を除いて、これらの防火戸が閉まることはなく、他の区画

への延焼を許してしまった。

この他、火災後の現場検証で、客室の扉が木製の場合は内部まで延焼しているが、鉄製の場合は室内まで燃えていないものが多いことも判っており、ホテルニュージャパンの客室の扉が木製のものが多かったことも、惜しまれる点である。

また、この火災は、九階で火災が発生したあと、十階に延焼しているが、この理由は、パイプスペースやダクトスペース等の防火区画の埋め戻しが不完全であったことと言われている。

以上のように、容易に延焼拡大してしまったことの理由の大部分は、建築構造上の不備に起因している。その不備は、建築工事上の不備によるもの、当時の建築基準法のもとではやむをえないものなど、現在の経営者や管理者にはいかんともしがたいものも多いが、せつかくの防火戸が、維持管理の不備のため閉鎖しなかったり、空調設備の加湿装置が停止されるなど、正常な建物管理をしていれば、なくすことのできたはずの問題点も多い。

その他

この他、出火原因が、火元の英国人の寝たばこによるとされている点にも留意して頂きたい。宿泊施設の関係者は、常に寝たばこには悩まされているようであり、消防庁にも宿泊客に対する教育、宣伝力を入れている旨、旅館関係者から要請されることが多いが、消防機関としても、一般的な寝たばこの危険性に対するPRは火災予防運動等を通じて行ってきてはいるものの、旅行者に限定したPRは、旅館・ホテル等におまかせしてきているのが実情であり、実際にも、消防機関からはPRしにくい点である。従って、寝たば

50

ホテルニュージャパン火災の教訓

ここによる被害をなくすためには、宿泊施設の側で自衛する方が、あまりあてにならない宿泊客に対する寝たばこ禁止のPRに頼るよりは、確実であろうと思われる。この自衛策の決め手は、寝具類の防炎化である。寝具類を燃えにくくすること(防炎化)は、消防法による義務はないが、消防庁では、基準を定めて、これに適合するものに対して、(財)日本防炎協会から「防炎製品」ラベルを交付するシステムを実施している。寝具類には、このラベルのついた製品を使うようにして頂ければ、寝たばこによる被害は激減するはずである。なにも、今日明日中に全ての寝具類を防炎製品に替える必要はなく、寝具類を部分的に新調する際に、防炎製品を注文して頂ければよく、価格も数がまとまればある程度高いだけで済むようである。火災による被害を考えれば、積極的に採用される価値は十分あるものと考えられる。

以上見てきたように、この火災は、もしスプリンクラー設備が設置されていたれば、もし第一発見者の行動が適切であれば、もし自動火災報知設備が正常に作動していたら、……といった、いくつものifがあり、そのいずれもがNoであったという、不幸な火災であったという点もできよう。しかしながら、実は、九三八号室で起きた程度の出火はどこにでもあり、上に述べたifのうちどこかがYesとなつてボヤで留まるか、全焼しても死者は出ないでいると見る方が正しいと言えるのかも知れない。そして、消防法や建築基準法が遵守されていたれば、出火してもいずれかの段階で止まり、被害も最小限で留まるはずなのである。

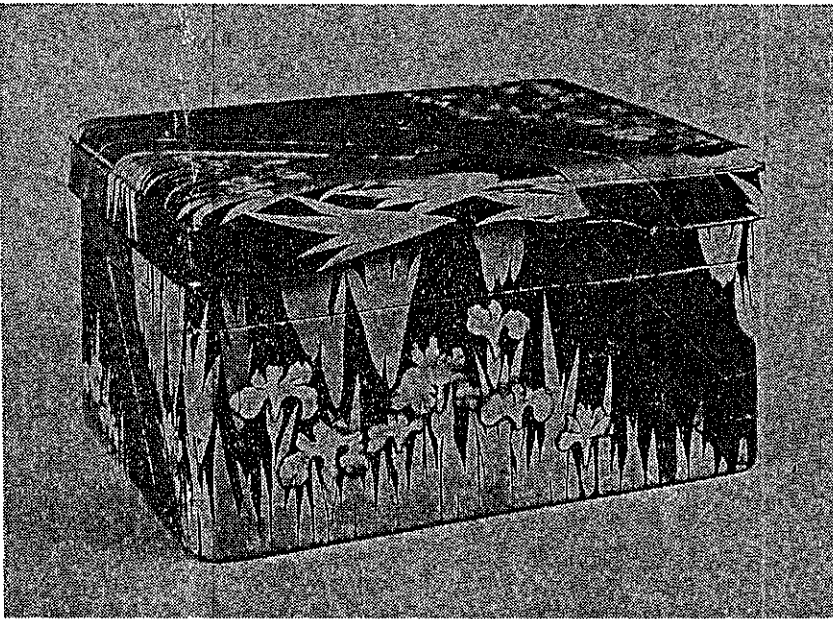
残念ながらホテルニュージャパンでは、途中で止まらず大きな被害を出してしまったが、これは、消防法、建築基準法に関する多くの違反事実があったためであり、決して偶然とは言えないのである。

### 二、適マーク制度の推進

消防庁では、この火災のあと、適マーク制度の一層の推進と、適マークが交付されなかった旅館・ホテル等に対する不備事項の是正を緊急に行うよう指示している。適マーク制度とは、正式には「防火基準適合表示制度」といい、旅館・ホテル等特定の建築物で三階以上かつ収容人員三十人以上のものが防火上の一定の基準にすべて適合している場合に、消防機関が適マークを交付する制度である。これは、一種の情報公開により、利用者の利便を図るとともに、このマークを欲しがらる旅館・ホテル等が、防災対策を充実させ、防災設備の改修なども積極的に行うようになることをねらった制度である。この制度は、昨年五月から始まったものであるが、当初は、川治プリンスホテルの惨事の記憶が薄れてきていたこともあり、一般への周知は今一つの感があったが、ホテルニュージャパン火災以後、急速に浸透し、今や、旅館・ホテルの防災対策のエースにのし上がろうとしている。制度の対象には、旅館・ホテルのみでなく、保養所や民宿なども該当するので、読者の中には、関係のある方も多かろうと思われる。

ここでいう防火基準の中には、消防法の中から、特に人命安全に直結するとしてピックアップした二十一項目の他に、建築構造、防火区画、階段の三項目が建築構造上の最低限の事項として含まれている。消防法関係事項は、不適即ち消防法違反であるから、不適項

### 日本の文化財 (5)



■国宝 八橋蒔絵螺鈿硯箱 尾形光琳作 一合

「三河の国、八橋といふ所にいたりぬ。そこを八橋といひけるは、水ゆく河の蜘蛛手なれば、橋を八つわたせるによりてなむ八橋といひける。(略)その沢にかきつばたいとおもしろく咲きたり」

これは『伊勢物語』の一節である。このような物語や和歌に因んだいわゆる歌絵のたぐいは、平安時代以来多くの絵や工芸品——特に蒔絵の物に多く見られる。この硯箱もその一つで、全面に燕子花を描き板橋を配している。作者は元禄時代の代表的画家・工芸意匠家として有名な尾形光琳(一六五八〜一七一六)で、彼はこの題材を好んだらしく絵にも多く描いている。

硯箱の身は上下二段重ねとし、上を硯箱、下を料紙箱として用いたもので、それに甲盛り・塵居を設け、長側面に手懸を削った蓋を被せている。全面艶消しの黒漆地に金平蒔絵で燕子花を描き、花には螺鈿を嵌め、板橋は鉛板、杵には銀板を用いている。

古典的題材に抛り、金属の板を大胆に用いる手法は、光琳の私淑した本阿弥光悦の作品にも共通するが、ここではさらに計算された知的な意匠構成により、軽快で華麗な装飾美の妙を表現している。また硯箱・料紙箱の底裏には流麗な筆致の波を金平蒔絵で描き、表面の面的表現に底裏の線描を対照させ、加えて表面で省いた河の流れを隠して表わしているのも、心憎い。

国(東京国立博物館保管)  
江戸時代 二四・二×一九・八×一一・二センチメートル

(文化庁文化財調査官 鈴木規夫)

目については措置命令を含む強い措置がとれるのであるが、建築構造上の不備は、昭和四十四年より前に建築された古い建物については、既存不適格であり、直ちに建築基準法違反であるとは限らないので、消防機関としても指導しにくい面がある。この種の建築物については、あくまでも自主的に改善して頂くほかはないが、建築構造上の事項も人命安全に直結するもののみをピックアップしているので、防火基準に適合するような改善措置を講ずる方が、結局は得になると判断して頂きたいものである。

なお、消防法違反の対象物に対しては、期限を付した命令を発し、これに従わない場合には告発するとともに、「消防法違反公表制度」に基づいて名称を公表することも指導している。また、特にスプリングラー設備と屋内消火栓設備の設置については、設置費用が相当額にのぼることから、日本開発銀行等の特別融資制度を特例的に創設することとし、消防庁としては、規制、助成の両面から、防災上問題のある宿泊施設を根絶する作戦を展開しようと考えているところである。

公済時報の読者のうち、宿泊施設の関係者の方々におかれては、この趣旨を御理解頂き、この際宿泊施設の防災対策の推進に協力して頂きたいと考えている。また、宿泊施設を利用する立場の方々は旅館・ホテルを決める時には必ず適マークの有無を尋ね、対象であるのに(二階以下のもの、収容人員三十人未満のものは対象でない)ので注意)適マークがない場合には、即座に予約を断る等の毅然たる態度を示すことが、防災上不備のある旅館・ホテルに改善を促す強力な刺激になることを理解して、実行してほしいものである。

(自治省消防庁予防救急課長補佐)